○農林水産省告示第二千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市唐松字菴表一三二五、一三二六、字小市一三三五から一三三七まで、一三三八の一、一三三八の二、一三三九、一三四〇、一三四一の一、一三四一の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十三号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十条の二十四第一項の規定に基づき、株式会社産業革新機構支援基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十二年十一月三十日

経済産業大臣　大畠　章宏

株式会社産業革新機構支援基準の一部を改正する告示

株式会社産業革新機構支援基準（平成二十一年経済産業省告示第二百十六号）の一部を次のように改正する。

1(3)を次のように改める。

(3)　革新性

特定事業活動が、例えば次の①から④のような事業形態をはじめとして、他の事業者の経営資源を有効に活用するような事業形態の革新性を有することにより、我が国の次世代の国富を担う産業の創出に寄与するものであること。

①　先端基礎技術の結集及び活用

基礎研究分野において、企業や大学等の組織の壁を超えて先端技術に係る知的財産を集約し、組み合わせて事業者に対してライセンス供与するものであること。

②　ベンチャー企業等の経営資源の結集及び活用

大企業等での将来の活用・事業化につなげることを念頭に、ベンチャー企業の有望な技術に支援し、また、当該企業の経営資源の結集や活用を図るものであること。

③　技術等を核とした事業の再編・統合

特定事業活動に係る技術・事業を外部に切り出し又は複数の技術・事業を組織の壁を超えて集約して、新たな技術の開発又は新たな製品若しくはサービスの提供に取り組む等、技術等を核とした事業の再編・統合を伴うものであること。

④　我が国に存在する経営資源以外の経営資源の活用

環境・エネルギー、医療・介護・健康関連産業等の戦略分野において我が国に存在する経営資源以外の経営資源を活用するものであって、国内における生産活動又は雇用を確保しつつ、新たな製品若しくはサービスの開発、新たな産業分野への進出又は国内若しくは外国における新たな需要の開拓に資するものであること。

附　則

この告示は、平成二十二年十一月三十日から施行する。

○国土交通省告示第千四百二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮若市下有木字大谷一三四番一から同市下有木字大谷一三四番五まで	前	最大 六二 最小 六〇	六四
	後	最大 六二 最小 五九	

○国土交通省告示第千四百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字下有内九四六番一から同県鞍手郡鞍手町大字中山字尾登一三三八番一まで	前	最大 一三八 最小 三四	五三六
	後	最大 一一七 最小 三〇	

○国土交通省告示第千四百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
石岡市正上内一二二六一番一一から同市正上内一二〇六二番二地先まで	前	最大 七五 最小 三二	四九二
	後	最大 三二一 最小 四九	
小美玉市大谷一一六一番八地先から同市大谷一一五〇番二	前	最大 九四 最小 三二	二〇〇
	後	最大 一〇九 最小 八五	

○国土交通省告示第千四百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫